

令和7年度 舟橋中学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

2 いじめとは

【いじめの定義】 「いじめ防止対策推進法」第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ☐ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われたり書かれたりする
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ☐ 金品をたかられる
- ☐ 金品や所持品、作品等を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☐ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめへの対応

(1) 予防（未然防止）

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

学校では、いじめの予防に対し、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組む。

また、日頃から個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学び、生き生きとした学校生活を送れるようにしていく。

以下に、具体的な対応策を示す。

- ① 分かる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己有用感や自己決定の場を与えるなど）に努める。また、授業の中でグループ活動を取り入れるようにし、学び合いを通じた絆づくりに努める。
- ② 規範意識を高め、規律ある学校生活ができよう学級活動や特別な教科 道徳の時間を充実させ、温かい人間関係づくりに努める。
- ③ 学級では、一人一係を与え、働きぶりを評価する声かけをし、学級での居場所づくりに努める。
- ④ WEBQU 検査(Questionnaire-Utilities)(学級診断尺度調査)を年2回行い、学級不適応傾向等の学級の実態を把握する。WEBQU の特徴を生かし、検査結果をもとに即時の対応につなげる。
- ⑤ 学級でのリーダー会議を定期的に行うことにより、学級内での困りごとの共有を行い、それをもとに学級で解決策に向けた具体的な取組を話し合うなど、生徒の自治力を高める。

(2) 発見（早期発見）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする。大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、早い段階からいじめではないかとの疑いと的確な関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの「見逃し0」といじめの実態把握に取り組む。

学校では、日頃から全ての教職員が、生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、その一つ一つに的確に対応し、いじめの早期発見に努める。

以下に、具体的な対応策を示す。

- ① いじめが起こりやすい休み時間や昼休み、放課後は、学年の実態に応じて、担当者を決めて巡回する。巡回の際は、アンテナを高くして生徒の会話を聞くように心掛けるとともに日頃の友人関係の把握に努める。特に、心配な生徒がいる学級へは、(教科)担任が授業時間前、早めに学級へ行くようにする。
- ② 毎日提出する生活ノートや学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から、情報を集め教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ③ 健康観察では、生徒の声の様子や視線を意識し、気になれば声かけや面談を行う。

- ④ アンケート調査（いじめ調査）を毎月定期的に行い、早期発見に努めるとともに、それに基づいた教育相談の充実を図る。
- ⑤ 日常的にＳＣやＳＳＷ等の専門家との情報交換に努め、問題の早期発見・早期対応を図る。

（３）対応（早期の組織対応）

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

また、対応が難しくなる閉鎖的な関係性の中におけるケースや被害と加害が錯綜しているケース、学級崩壊や孤立によるケース等においては、早期からＳＣ・ＳＳＷを加えたケース会議により、多方面からの援助や考えを基に組織対応を充実させる。

学校では、校長を中心に幅のある協力体制を確立する。いじめに関する情報を特定の教職員が抱え込むことなく、「組織」で情報共有し、組織的に対応する。

以下に、具体的な対応策を示す。

- ① 情報の共有と事実確認・・・聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）
- ② 背景に対する理解・・・いじめの態様や特質、原因・背景
- ③ 情報の集約・方針検討・・・緊密な情報交換や共通理解、指導方針の明確化
- ④ チームによる対応・・・役割分担等、具体的な対応策を立てて実践
指導経過を時系列でまとめ記載
教育相談コーディネーターが中心となり、ＳＣやＳＳＷと連携
- ⑤ 関係機関との連携・・・教育委員会への連絡
(必要に応じ教育センター、児童相談所、警察署等)
- ⑥ 保護者との信頼関係の構築

【いじめが発生した場合の具体的な対応手順】

- ① 聞き取り調査をするとき
ア いつ、誰が、どこで、何をしたか（されたか）、イ その時、ほかに誰がいたか、ウ きっかけは何か、などについて個別に聞き取りを行う。
- ② 被害生徒に対して
いじめられた生徒にとって、信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。また、全力で守ることを伝え、安心と安全の確保に努める。
- ③ 加害生徒に対して
いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない判断力を育む。
- ④ いじめを見ていた生徒に対して
自分の問題として捉えさせるとともに、いじめられた生徒の気持ちを想像し、その気持ちに寄り添うことの大切さを伝える。いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ⑤ 学級・学年に対して
自分の問題として捉えさせるとともに、いじめられた生徒の気持ちを想像し、その気持ちに寄り添うことの大切さを伝える。いじめを止めることはできなくても、

誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、いじめのない集団としての秩序の確立といじめを許さない集団づくりに努める。

⑥ 保護者に対して

つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

⑦ 被害・加害生徒への定期的面談、保護者への連絡・相談を、3か月を目安に実施する。

（４）再発防止（指導の継続）

いじめを認知し、学校が指導し解決したように見えても、時が経てば同じ生徒が被害者となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりする場合がある。そこで、以下に示す指導を行いながら指導を継続していく。

① 学校全体として、校長をはじめ教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。（人権教育、道徳教育、命の教育等）

② お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たる。

③ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

④ 学級活動や生徒会活動等において、いじめの問題との関わりで適切な指導助言を行う。

⑤ 生徒が幅広い生活体験を積んだり、社会性の涵養や豊かな情操を培ったりする活動の積極的な推進を図る。

⑥ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

⑦ いじめを行う生徒に対しては、毅然とした対応を行う。

⑧ いじめられる生徒に対しては、本人の痛みに寄り添いながら心のケアに努め、いじめから守り通すための対応を行う。

⑨ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

⑩ 生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

（５）いじめの解消

いじめが解消した状態とは、上記の指導を継続した結果「①被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害生徒が心身の苦痛を受けていない」という二つの要件が満たされているか、生徒と保護者に対する面談等を実施し確認する。ただし、インターネット上での誹謗中傷等、教師の目が届きにくいところでいじめが再発・進行している場合も考えられる。そのため、3か月以上経過しても、再発防止に向けた指導と見守りを継続し、教師間の情報共有を密に行うこととする。

（６）組織（いじめ対策委員会）

○構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭とする。なお、具体的な事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問等、関係の深い教職員を追加する。深刻な事案については、心理や福祉の専門家（ＳＣやＳＳＷ）を加える。

○役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・生徒や保護者・地域に対する人権意識の啓発と情報発信、意見聴取
- ・発見されたいじめ事案（重大な事案を含む）への対応
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- ※重大な事案については、教育委員会に報告するとともに、指導や助言を受けながら迅速に対応する。
- ※いじめ対策委員会の中に生徒指導委員会を組織し、定期的に関くことによって組織的な対応と指導体制の見直しを随時行う。

(7) 年間計画案

月	いじめに関連した取組内容
4 月	・いじめ調査の実施（実態把握） ・生徒指導委員会
5 月	・いじめ調査の実施（実態把握） ・生徒指導委員会
6 月	・いじめ調査の実施（実態把握） ・教育相談（全員面接） ・WEBQU検査 ・生徒指導委員会
7 月	・いじめ調査の実施（実態把握） ・学校評価アンケート ・生徒指導委員会
8 月	・いじめについての校内研修会 ・生徒指導委員会
9 月	・いじめ調査の実施（実態把握） ・生徒指導委員会
10 月	・いじめ調査の実施（実態把握） ・生徒指導委員会
11 月	・いじめ調査の実施（実態把握） ・WEBQU検査 ・教育相談（全員面接） ・生徒指導委員会
12 月	・いじめ調査の実施（実態把握） ・学校評価アンケート ・人権に対する意識向上月間（人権作文や標語・ポスター等で啓発） ・生徒指導委員会
1 月	・いじめ調査の実施（実態把握） ・教育相談（全員面接） ・生徒指導委員会
2 月	・いじめ調査の実施（実態把握） ・保護者アンケートの実施 ・生徒指導委員会
3 月	・いじめ調査の実施（実態把握） ・生徒指導委員会

※年度当初に「いじめ防止基本方針」の全教職員及び保護者への周知を図る。

また、3月には「いじめ防止基本方針」の見直しを実施する。なお「いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して確実に機能しているかを「いじめ対策委員会」で適宜点検し、必要に応じて見直していくというPDCAサイクルで継続的に取り組んでいく。

4 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要である。育成会や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、多様な大人から存在を認められること、学級や学校以外で人間関係が築けること、多様な価値観に接すること等がいじめの早期発見等やいじめられている生徒の支えとなりうることから、日常から学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を推進することが必要である。

以下に、具体的な取組を示す。

- ① 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ③ いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- ④ 育成会や学校運営協議会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。（育成会総会、学年懇談会、学校運営協議会等）